

おくやみハンドブック

上田市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きが確認できる「おくやみ手続きナビ」も是非ご利用ください。



ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

上田市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

上田市役所 0268-22-4100

各種手続き

事前準備について

上田市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

市役所外の主な手続き

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」
をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。



STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き
ページをご覧ください。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、上田市役所へお越しください。



相続について

委任状

広告掲載事業者

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」もご活用ください。



来庁時の持ち物について

お亡くなりになった方や手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、ご持参の上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）
- 戸籍全部事項証明書

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

※一部の手続きは、民法上の相続人であることを確認させていただきます。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書など）
- 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ、後期高齢者医療資格確認書、各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病受療証など）
- 介護保険被保険者証、各種認定証（負担割合証、負担限度額認定証など）
- 福祉医療費受給者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

本人確認書類について

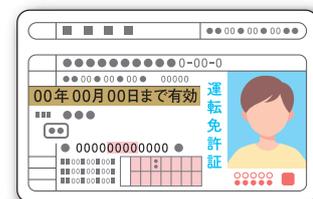
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○納骨 ○初七日 ○四十九日 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険 ○世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き 	<ul style="list-style-type: none"> — (44 ページ参照)
4か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> — (47 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○払戻・解約・名義変更など ○遺産分割協議 (47ページ参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (48 ページ参照)
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	
3年以内		<ul style="list-style-type: none"> ○相続登記の申請 	

葬儀・法要の流れは仏教を例としています。

上田市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かと思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

相続や登記に関する手続きは市役所以外の手続きに分類されます。

相談については、市役所で行っている「登記法律相談」（48 ページ）をご利用いただけます。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入しており、亡くなられた方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	P.9
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	夫であり結婚してから10年以上たっている	P.12
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせを持っていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険以外の健康保険資格確認書・資格情報のお知らせを持っていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療資格確認書を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証、 その他の減免にかかる認定証などを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険を利用しており高額介護サービス費の支給がある	P.18
	<input type="checkbox"/>	施設入所や、ひとり暮らしで通知が届かなくなる	
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を使っていた	
子育て	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	児童（18歳未満）の被扶養者が亡くなりました	P.20
	<input type="checkbox"/>	子どもが保育園などに入園している	
	<input type="checkbox"/>	子どもが放課後児童クラブに入所している	P.21
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭になった	
	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療受給者証を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭などの福祉医療費受給者証が交付されていた	
<input type="checkbox"/>	子どもの福祉医療費受給者証が交付されていた	P.24	
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	障がい者の福祉医療費受給者証が交付されていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	自動車税（軽自動車税）の減免を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	ストマ装具・紙おむつ（日常生活用具）の給付を受けていた	P.30
税金	<input type="checkbox"/>	資産がある	P.31
	<input type="checkbox"/>	代表として固定資産を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税・森林環境税が課されていた	P.32
	<input type="checkbox"/>	市に収める税金・保険料に未納がある	P.33
その他	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	P.34
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	P.35
	<input type="checkbox"/>	原付バイクを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた	P.36
	<input type="checkbox"/>	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	P.37
	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.38
	<input type="checkbox"/>	所有していた建物に住む人がなくなった	
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が市営住宅に入居していた	P.39	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの マイナンバーカード ご遺族のもの 本人確認書類	市民課 ☎ 0268-21-0210 各地域自治センター

亡くなられた方が世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、その同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合のみ必要となります。	亡くなられてから14日以内
	手続き可能な人 同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 本人確認書類	市民課 ☎ 0268-23-5334 各地域自治センター

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 印鑑登録証	市民課 ☎ 0268-23-5334 各地域自治センター

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入しており、 亡くなられた方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた子どもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	亡くなられてから5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>亡くなられた方のもの</p> <p>遺族基礎年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へご確認ください</p> <p>ご遺族のもの</p> <p>遺族基礎年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へご確認ください</p>	<p>国保年金課</p> <p>☎ 0268-21-0052</p>

国民年金に加入していた

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金被保険者であるとき、ご遺族が受け取れることができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	亡くなられてから2年
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>亡くなられた方のもの</p> <p>戸籍全部事項証明書</p> <p>年金手帳</p> <p>ご遺族のもの</p> <p>本人確認書類</p> <p>マイナンバー確認書類</p> <p>口座番号確認書類</p> <p>年金手帳</p>	<p>国保年金課</p> <p>☎ 0268-21-0052</p>

厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へご確認ください	小諸年金事務所 ☎ 0267-22-1080
ご遺族のもの 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へご確認ください	

年金を受給していた

手続き① 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	亡くなられてから5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 亡くなられた事実を明らかにできる書類 年金証書	小諸年金事務所 ☎ 0267-22-1080
ご遺族のもの 本人確認書類	

2. 年金に関する手続き

手続き② 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	亡くなられてから5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>亡くなられた方のもの</p> <p>未支給年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へご確認ください</p> <p>ご遺族のもの</p> <p>未支給年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へご確認ください</p>	<p>国保年金課</p> <p>☎ 0268-21-0052</p>

心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 心身障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>亡くなられた方のもの</p> <p>扶養共済制度の加入証書</p> <p>死亡診断書</p> <p>住民票</p> <p>ご遺族のもの</p> <p>住民票</p>	<p>障がい者支援課</p> <p>☎ 0268-23-5158</p>

夫であり結婚してから10年以上たっている

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができるものです。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	亡くなられてから5年以内
	手続き可能な人 継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">亡くなられた方のもの</div> 戸籍全部事項証明書 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">ご遺族のもの</div> 本人確認書類 マイナンバー確認書類 年金手帳 口座番号確認書類	国保年金課 ☎ 0268-21-0052

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせを持っていた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問い合わせ先
<p>亡くなられた方のもの</p> <p>国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ</p> <p>ご遺族のもの</p> <p>本人確認書類 葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書など） 口座番号確認書類</p>	<p>国保年金課 ☎ 0268-75-7101</p>

手続き② 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせの返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、市役所または各地域自治センターの窓口で返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>亡くなられた方のもの</p> <p>国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ</p>	<p>国保年金課 ☎ 0268-75-7121</p>

国民健康保険以外の健康保険資格確認書・資格情報のお知らせを持っていた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

手続き詳細	期 限
健康保険に加入している方が亡くなられた場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険組合などにご確認ください。	加入されている健康保険組合などにご確認ください。
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
加入されている健康保険組合などにご確認ください。	☎ 勤務先（担当部署）や 保険組合の窓口など

後期高齢者医療資格確認書を持っていた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、市役所または各地域自治センターの窓口で返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">亡くなられた方のもの</div> 後期高齢者医療資格確認書	国保年金課 ☎ 0268-23-5118

3. 医療・国保に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 後期高齢者医療資格確認書 ご遺族のもの 本人確認書類 口座番号確認書類	国保年金課 ☎ 0268-23-5118

手続き③ 後期高齢者医療誓約書兼振込口座届の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が本来受け取るはずだった給付金などを、相続財産として、その方の相続人が受け取ることができます。 また、保険料の納付をお願いする場合があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 後期高齢者医療資格確認書 ご遺族のもの 本人確認書類 口座番号確認書類	国保年金課 ☎ 0268-23-5118

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証などの返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 限度額適用認定証 標準負担額減額認定証	国保年金課 ☎ 0268-75-7101

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 特定疾病療養受療証	国保年金課 ☎ 0268-75-7101

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、市役所または丸子・真田・武石の各地域自治センターの窓口で返却していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 介護保険被保険者証	高齢者介護課 ☎ 0268-23-6246

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険負担割合証について、市役所または丸子・真田・武石の各地域自治センターの窓口で返却していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 介護保険負担割合証	高齢者介護課 ☎ 0268-23-6246

介護保険負担限度額認定証、 その他の減免にかかる認定証などを持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証、その他の減免にかかる認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証などについて、市役所または丸子・真田・武石の各地域自治センターの窓口で返却していただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 介護保険負担限度額認定証、その他の減免認定証	高齢者介護課 ☎ 0268-23-6246

介護保険を利用しており高額介護サービス費の支給がある

手続き 高額介護サービス費支給変更届の提出

手続き詳細	期 限
高額介護サービス費の支給がある方で、本人口座を登録されている場合は、市役所または丸子・真田・武石の各地域自治センターの窓口で相続されるご遺族の口座に変更登録をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 口座番号確認書類	高齢者介護課 ☎ 0268-23-6246

施設入所や、ひとり暮らしで通知が届かなくなる

手続き 介護保険に係る通知の送付先変更の手続き

手続き詳細	期 限
施設入所や、ひとり暮らしなどでこれまでの住所地に郵送しても、郵便が届かない可能性がある場合は、市役所または丸子・真田・武石の各地域自治センターの窓口でご遺族の住所に送付先の変更登録をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	高齢者介護課 ☎ 0268-23-6246

緊急通報装置を使っていた

手続き 緊急通報装置撤去

手続き詳細	期 限
緊急通報装置をお使いの方が亡くなられた場合は、撤去、返却のお手続きをしていただく必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	高齢者介護課 ☎ 0268-23-5131

5. 子育てに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当の受給者変更・死亡届などの手続き

手続き詳細	期 限
<p>児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。</p> <p>また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。</p>	<p>亡くなってから14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>亡くなられた方のもの</p> <p>戸籍全部事項証明書</p> <p>ご遺族のもの</p> <p>本人確認書類 口座番号確認書類 マイナンバー確認書類 年金手帳</p>	<p>子育て・子育て支援課 ☎ 0268-23-5106</p>

手続き② 児童扶養手当の資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
<p>児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合、資格喪失届を提出してください。ただし、亡くなられた方のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。</p>	<p>亡くなってから14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
	<p>子育て・子育て支援課 ☎ 0268-23-5106</p>

児童（18歳未満）の被扶養者が亡くなられた

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭などになり、かつ養育している児童が18歳未満の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができます。所得制限があり、一定の額未満の方について、診療の自己負担分の一部を助成します。 ※高等学校などの在学中に限り20歳を限度に卒業月まで延長可能（在学証明書が必要）	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 本人確認書類 マイナンバー確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票） 医療保険の被保険者であることを確認できる証明書（申請者と子どもの資格確認書など） 医療費助成を受け取る銀行口座のキャッシュカードまたは通帳	子育て・子育て支援課 ☎ 0268-23-5106 福祉課 ☎ 0268-23-5130

子どもが保育園などに入園している

手続き 保育園などの手続き

手続き詳細	期 限
保育園などに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 本人確認書類 印鑑	保育課 ☎ 0268-23-5132

5. 子育てに関する手続き

子どもが放課後児童クラブに入所している

手続き 放課後児童クラブの手続き

手続き詳細	期 限
放課後児童クラブに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 本人確認書類	学校教育課 ☎ 0268-23-5195

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなった場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。 児童手当の対象児童が亡くなった場合は、職権により死亡日をもって、受給資格消滅または減額改定を行いますので、手続き不要です。	亡くなった日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
今後児童を養育する方のもの 本人確認書類 マイナンバー確認書類 口座番号確認書類 医療保険の被保険者であることを確認できる証明書	子育て・子育て支援課 ☎ 0268-23-5106

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 印鑑	障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158

ひとり親家庭になった

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭などになり、かつ養育している児童が満18歳までの年度末（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 本人確認書類 マイナンバー確認書類 年金手帳 口座番号確認書類 戸籍全部事項証明書	子育て・子育て支援課 ☎ 0268-23-5106

5. 子育てに関する手続き

小児慢性特定疾病医療受給者証を受給していた

手続き 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還届

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられた場合、小児慢性特定疾病医療受給者証の返還が必要となりますので、亡くなられた方の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）で手続きをお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	上田保健福祉事務所 ☎ 0268-23-1260

ひとり親家庭などの福祉医療費受給者証が交付されていた

手続き ひとり親家庭等医療費助成の受給者証の返却など

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭などの福祉医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、受給者証の返却や振込先口座変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>亡くなられた方のもの</p> <p>ひとり親家庭などの福祉医療費受給者証</p> <p>ご遺族のもの</p> <p>本人確認書類 相続人の銀行口座のキャッシュカードまたは通帳</p>	福祉課 ☎ 0268-23-5130

子どもの福祉医療費受給者証が交付されていた

手続き 子ども医療費助成の受給者証の返却

手続き詳細	期 限
子どもの福祉医療費受給者証を交付されていた児童が亡くなられた場合、受給者証の返却などの手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 子どもの福祉医療費受給者証 ご遺族のもの 本人確認書類 相続人の銀行口座のキャッシュカードまたは通帳	福祉課 ☎ 0268-23-5130

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

6. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳について、市役所または丸子・真田・武石の各地域自治センターの窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 身体障害者手帳	障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、市役所または丸子・真田・武石の各地域自治センターの窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 療育手帳	障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、市役所または丸子・真田・武石の各地域自治センターの窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 精神障害者保健福祉手帳	障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	亡くなられてから14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 口座番号確認書類	障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 印鑑 口座番号確認書類	障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158

6. 障がい福祉に関する手続き

障がい者の福祉医療費受給者証が交付されていた

手続き 障害者医療費助成の受給者証の返却など

手続き詳細	期 限
障がい者の福祉医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、受給者証の返却や振込先口座変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>亡くなられた方のもの</p> <p>障がい者の福祉医療費受給者証</p> <p>ご遺族のもの</p> <p>本人確認書類 相続人の銀行口座のキャッシュカードまたは通帳</p>	<p>福祉課 ☎ 0268-23-5130</p>

特別児童扶養手当を受給していた

手続き① 受給者の死亡届・未払手当請求及び受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払いの手当があれば請求の手続き、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。未払分の手当がある場合は、支給対象児が請求者となる手続きが必要です。また、受給資格が継続する場合は受給者変更の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<p>ご遺族のもの</p> <p>(未支払の手当がある場合)</p> <p>受給対象児童名義の口座番号確認書類</p> <p>(受給者を変更する場合)</p> <p>マイナンバー確認書類 口座番号確認書類 戸籍謄本</p>	<p>障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158</p>

手続き② 資格喪失届

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の支給対象児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 他に特別児童扶養手当の支給対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人 受給者の方
必要なもの	問い合わせ先
	障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を破棄してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158

経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	亡くなられてから14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 口座番号確認書類	障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158

6. 障がい福祉に関する手続き

心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 心身障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 住民票（障がい者） 死亡届 ご遺族のもの 扶養共済制度の加入証書 住民票	障がい者支援課 ☎ 0268-23-5158

自動車税（軽自動車税）の減免を受けていた

手続き 自動車税（軽自動車税）減免の解除

手続き詳細	期 限
自動車税（軽自動車税）の減免を受けていた場合、それぞれ手続きが必要です。 自動車税：東信県税事務所上田事務所 軽自動車税：上田市役所税務課	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの （自動車税の場合） 死亡届などの亡くなられたことが確認できる書類	東信県税事務所上田事務所 ☎ 0268-25-7117 税務課 ☎ 0268-23-5169

ストマ装具・紙おむつ（日常生活用具）の給付を受けていた

手続き 給付済用具の精算手続き

手続き詳細	期 限
日常生活用具の給付は死亡月までとなるため、死亡月より後の用具を事前に受け取っていた場合は自己負担となります。購入業者と清算手続きを行っていただきます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	購入業者

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

7. 税金に関する手続き

資産がある

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義などが変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	3年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください	長野地方法務局 上田支局 ☎ 0268-23-2001
ご遺族のもの 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください	

代表として固定資産を所有していた

手続き① 固定資産税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	概ね3か月
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 新規に口座振替をご希望の場合は、預貯金通帳及び届出印を持参してください。	税務課 ☎ 0268-23-8240

手続き② 固定資産の共有代表者の変更届出

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、市区町村に対し変更の届出が必要となります。	概ね3か月
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 新規に口座振替をご希望の場合は、預貯金通帳及び届出印を持参してください。	税務課 ☎ 0268-23-8240

市民税・県民税・森林環境税が課されていた

手続き 市民税・県民税・森林環境税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
市民税・県民税・森林環境税を課せられた方が亡くなられた場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	概ね3か月
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 本人確認書類	税務課 ☎ 0268-23-5115

7. 税金に関する手続き

市に収める税金・保険料に未納がある

手続き 納税相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に未納の税金がある場合、相続人に承継されます。また、金融機関により預貯金口座が停止・凍結された場合は振替納税ができませんので、納付書による納付をお願いいたします。	なし
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<div style="border: 1px solid #0070C0; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">亡くなられた方のもの</div> 納税通知書 納付書 <div style="border: 1px solid #0070C0; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">ご遺族のもの</div> 本人確認書類 相続人であることが確認できるもの（戸籍全部事項証明書）	収納管理課 ☎ 0268-71-8053

MEMO

8. その他に関する手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 自動車検査証 車庫証明書 ご遺族のもの 戸籍全部事項証明書 遺産分割協議書 代表相続人の印鑑証明書 代表相続人の実印	北陸信越運輸局 長野運輸支局 ☎ 026-243-4384

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. その他に関する手続き

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 自動車検査証 車庫証明書 ご遺族のもの 戸籍全部事項証明書 遺産分割協議書 代表相続人の印鑑証明書 代表相続人の実印	軽自動車検査協会 長野事務所 ☎ 050-3816-1854

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は亡くなられてから15日以内 廃車は亡くなられてから30日以内
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 標識交付証明書 ナンバープレート ご遺族のもの 本人確認書類	税務課 ☎ 0268-23-5169

126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク（軽二輪）を使用しなくなったときや所有者が亡くなられたときは、軽自動車届出済証を返納する手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 軽自動車届出済証 ナンバープレート ご遺族のもの 印鑑	北陸信越運輸局 長野運輸支局 ☎ 026-243-4384

250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量250cc超のバイク（小型二輪）を使用しなくなったときや所有者が亡くなられたときは、自動車検査証を返納する手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 自動車検査証 ナンバープレート ご遺族のもの 印鑑	北陸信越運輸局 長野運輸支局 ☎ 026-243-4384

8. その他に関する手続き

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は亡くなられてから15日以内 廃車は亡くなられてから30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方のもの 標識交付証明書 ナンバープレート ご遺族のもの 本人確認書類	税務課 ☎ 0268-23-5169

上下水道を使用していた

手続き 水道の変更手続き

手続き詳細	期 限
・市営水道 亡くなられた方が名義人の場合、名義変更、振替口座の変更、または閉栓手続きが必要となります。問い合わせ先へご連絡ください。 ・県営水道（塩田・川西地区の一部） 上田水道管理事務所へのご連絡が必要となります。下水道は市営になりますのでご連絡ください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
ご遺族のもの 変更後の口座番号がわかるもの（通帳など） 通帳届出印	上下水道局料金センター ☎ 0268-22-1313 上田水道管理事務所 （県営水道料金窓口） ☎ 0120-971-124

犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項の変更の手続き

手続き詳細	期 限
飼い主が亡くなって、新しい飼い主が変わった場合、氏名・住所などの変更届が必要となります。	飼い主が亡くなって30日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先 環境政策課 ☎ 0268-23-5120

所有していた建物に住む人がなくなった

手続き 空き家の処分や利活用の検討

手続き詳細	期 限
・建物を管理する方がいなくなることで、老朽化が進み、倒壊や草木の繁茂により人に危害を与える恐れがあります。周囲に悪影響を及ぼす前に、処分や利活用についてご検討ください。 ・上田市では、空き家に関する総合相談を随時受付しているほか、老朽危険空家解体補助金、空き家情報バンクなどの各種支援制度を用意しております。詳細は住宅政策課空家対策係にお問い合わせください。	手続き可能な人 相続人
	問い合わせ先 住宅政策課空家対策係 ☎ 0268-71-6722

MEMO

8. その他に関する手続き

亡くなられた方が市営住宅に入居していた

手続き 退去、入居承継若しくは同居者異動

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の名義人（契約者）の方が亡くなられた際は、退去に関する手続きをお願いします。 名義人が亡くなられた際、同居者の中に条例等に定められた要件を満たす方がいる場合は、入居承継（再契約して同じ部屋に引き続き居住すること）が可能です。詳細はお問い合わせください。 同居者が亡くなられた際は、同居者異動の手続きをお願いします。 	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	長野県住宅供給公社 上田管理センター ☎ 0268-29-7010

MEMO

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	加入されている健康保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	上田税務署 ☎ 0268-22-1234
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、改葬許可申請書に証明してもらいます。
※独自様式可、親族で管理する墓地の場合は個人で証明。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明証

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

※発行には、申請から一週間程度かかります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課

☎ 0268-23-5334

※改葬先が市営霊園の場合、受入証明書などについては環境政策課（0268-23-5120）までお問い合わせください。

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

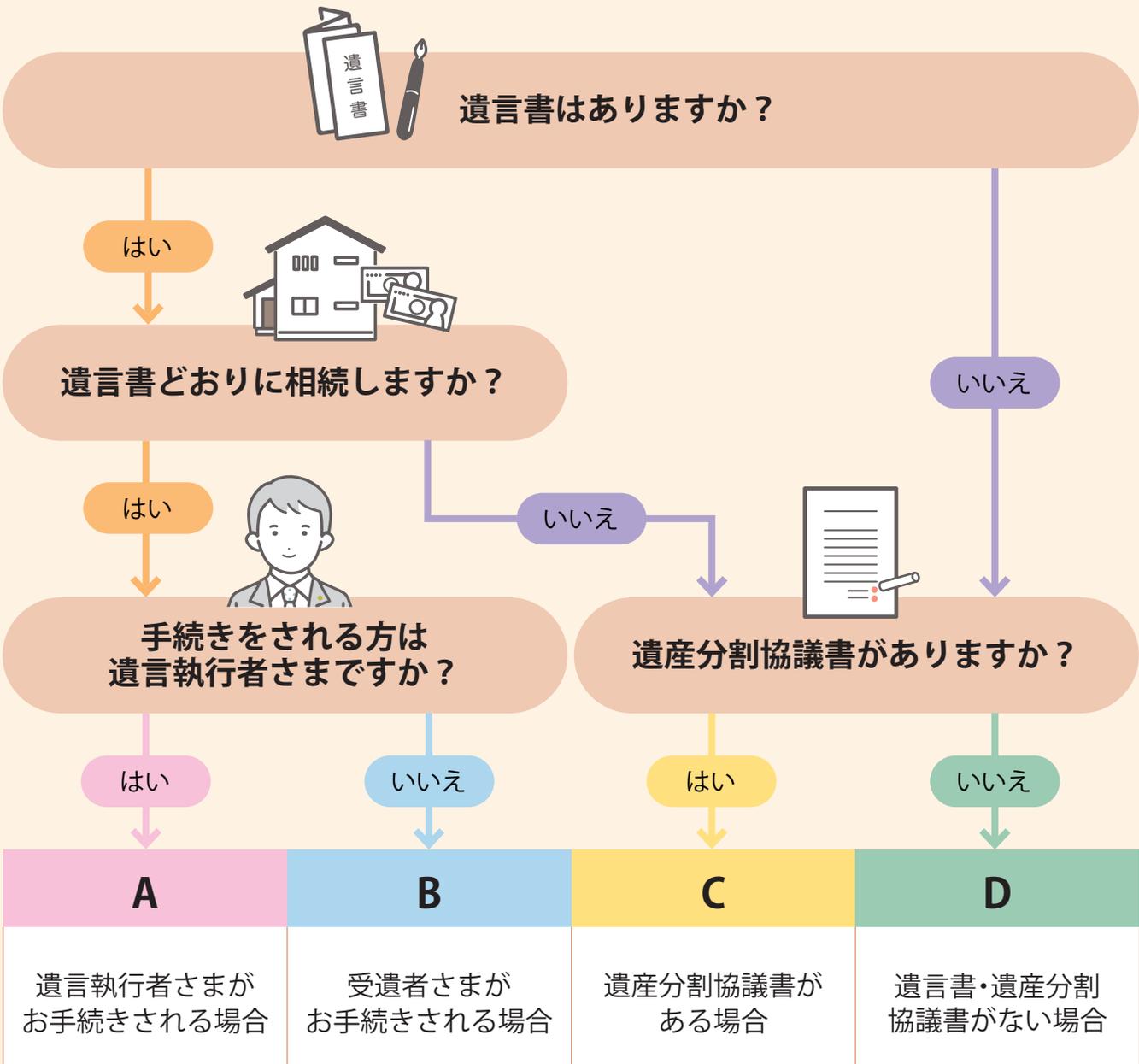
該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	上田警察署 ☎ 0268-22-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定疾患病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の住所地 を管轄する健康福祉セン ター（保健所）へお問い 合わせください。	長野県上田保健福祉事務所 （保健所） ☎ 0268-23-1260
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（亡くなられた方）の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で請求書（※請求書には本籍・筆頭者の記入が必要です。）をご記入の上「相続に使用するため出生から亡くなられるまでの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、税務課または各地域自治センターで「名寄帳」を取得することで、市内に所有する固定資産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4 か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10 か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数
☐	相続登記の申請	3 年以内	相続による不動産の取得を知った日から3年以内に正当な理由なく相続登記の申請を行わないと、過料が課されます。相続登記の手続きについては、不動産の所在地の法務局（登記所）にお問い合わせください。

※市役所では、司法書士による相続や土地建物の登記手続きなどに関する無料相談を行っています。

・登記法律相談

実施日時：原則、毎月第2木曜日13時～16時（広報・ホームページをご確認ください。）

場 所：上田市役所2階（会議室201、202、203）

「土地境界・不動産鑑定・建築相談」と同時開催のため、会場内に複数の相談ブースを設けます。ご不安のある方は他の相談をご利用ください。

予 約：不要（先着順ですので、16時に相談が終了できるようにお越しく下さい）

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

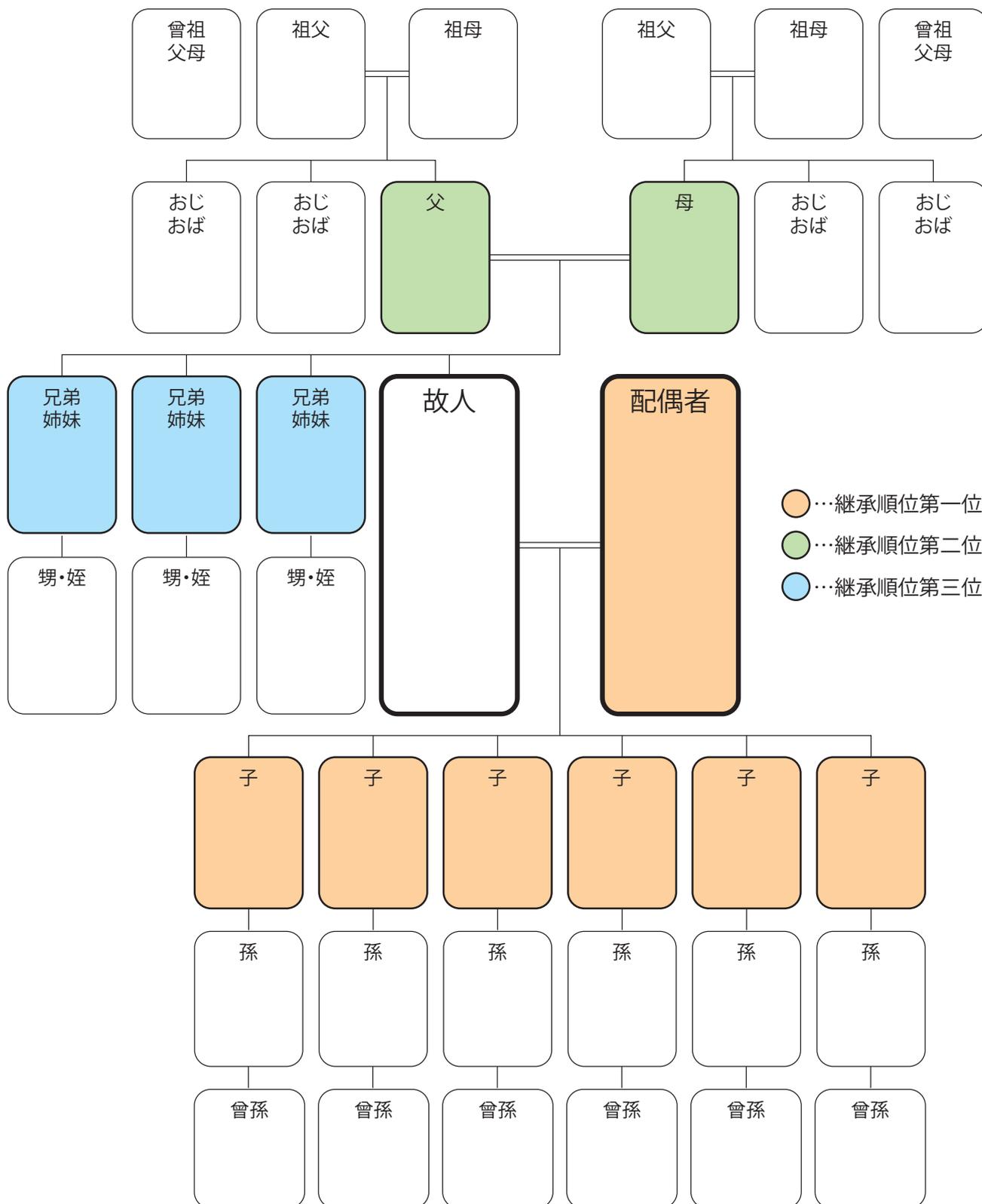
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

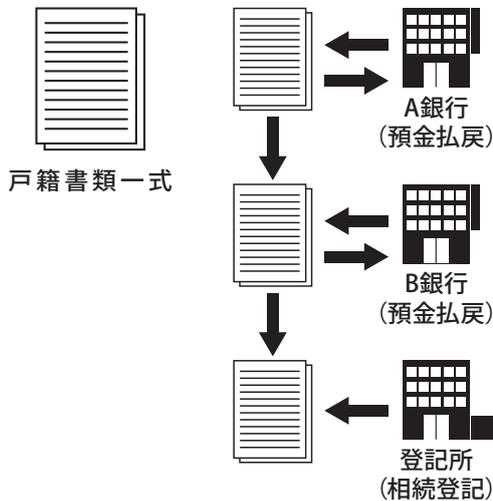
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

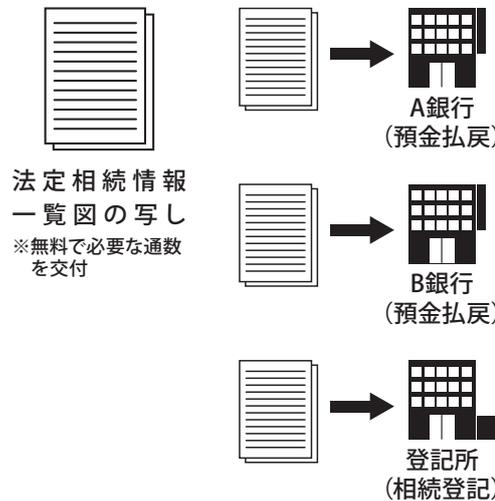
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日

年

月

日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和

年

月

日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

_____ (印)

生年月日

年

月

日生

電話番号

_____ - _____

(宛先)上田市長

※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。

(例)上田太郎の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者(本人)が署名できない場合は、記名された委任状の内容を委任者(本人)

が確認し押印をしてください。

上田市役所本庁舎 1階・2階フロア

本庁舎 1階



i 総合案内

市民課

A 印鑑登録・証明書発行
(印鑑登録証明書・住民票の写し・戸籍謄抄本)

B 住所変更(転入・転出・転居)
戸籍届出(出生・婚姻・死亡)

C マイナンバーカード

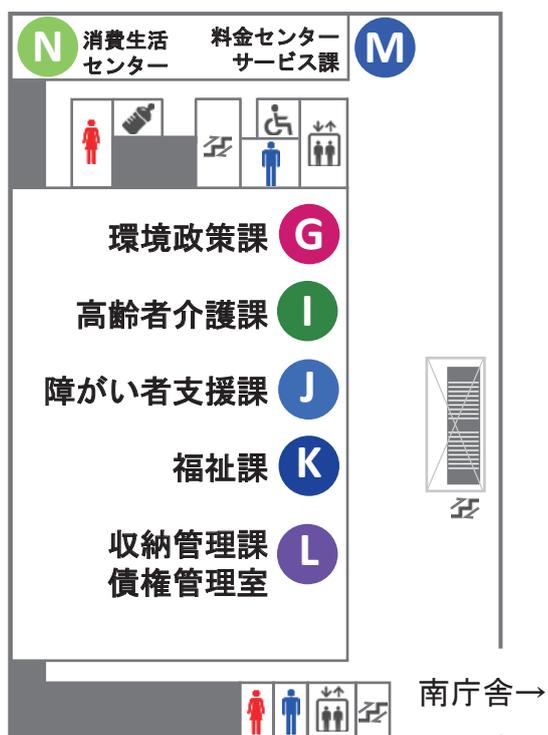
D 人権共生課
(がいこくじんのそうだん)

N 暮らしの相談

E 国保年金課
健康保険・年金
(国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金)

F 税務課
税務窓口
(市県民税・法人市民税・固定資産税・
軽自動車税・仮ナンバー・税証明)
※納税証明は2階収納管理課へ

本庁舎 2階



G 環境政策課
環境(ゼロカーボン・環境保全)

I 高齢者介護課
高齢者福祉(介護保険・介護予防・高齢者相談)

J 障がい者支援課
障がい福祉(障がい者手帳・自立支援医療手続き
障がい福祉相談)

K 福祉課
生活支援(福祉医療費・生活相談・民生児童委員・
被災者支援)

L 収納管理課・債権管理室
納税窓口(納税証明 納税・納付相談)

M 上下水道局料金センター・サービス課
上下水道料金

N 上田市消費生活センター
消費生活相談・市民相談

※保育課、子育て・子育て支援課は、「ひとまちげんき・健康プラザうえだ(上田中央6-5-39)」内にあります。

相続税相談

相続税申告ってどうしたらいいの？

こんなことでお困りの方へ。私たち専門家が解決します。

相続税申告が必要な人とは

亡くなった方の法定相続人で、なおかつ、その相続財産の合計額が基礎控除の額を超える場合。

相続税の申告と納税

相続人は、被相続人の死亡の日より、10か月以内に相続税の申告と納税をしなければなりません。

安心と信頼の実績で皆さんをお支えいたします

相続税申告実績300件以上。昭和55年11月開業より現在まで45年間の実績による信用と信頼。

AKM

フューチャーアカウンティング

水沢健時税理士事務所

関東信越税理士会 水沢 健時
〒386-0032 上田市諏訪形 1275-4

電話：0268-25-0010

FAX：0268-25-0016

URL：https://www.akm18.com

MAIL：akm@gaea.ocn.ne.jp

ホームページは
こちらから



相続登記・遺言に関するお手続きは 松澤一志司法書士事務所にお任せください！

将来の相続について、ご不安なことはありませんか？

相続による土地建物の名義変更に関する手続きのほか

生前の「想い」を残しておきたい方のために遺言書の作成もサポートいたします。

相続に伴う
土地建物全般の
名義変更をしてほしい

面倒な相続手続きをお引き受けいたします。

遺言書を作成したいので
相談にのってほしい
自宅の不動産を夫婦間で
生前贈与したい

遺産分割協議書作成の
支援、法定相続情報
一覧図の作成をしてほしい



明治・大正時代の**抵当権を
消してほしい**
相続の**放棄**をしたい

40年来、地元の方を中心に多くの相談をお受けしております。

お気軽にご相談ください。

松澤一志司法書士事務所 長野県司法書士会（上田支部）

TEL ▶ **0268-27-9276** 〒386-0017 長野県上田市踏入2丁目18-14
平日/8:30~17:30 土日/都合により対応可能

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

お墓じまい、
考えなくていい。
新しいお墓のかたち。
供養の気持ちは大切に、
将来の不安は軽く

新しい供養のかたち

継承しないお墓“Rin”

宗旨宗派不問

年間管理費不要

墓じまい不要

永代供養塔付き

祈りの場としてのお墓を大事にしつつ、
残されるご家族の負担を減らしたい想いから誕生した新しい供養の形—
5年/10年/15年のお好きな期間をお選びいただき、契約期間中は個人のお墓としてお使いいただける、
「期限付きのお墓」です。期間中の管理費は不要。期間満了後は、ご自身で墓じまいすることなく、
永代供養塔へ合祀いたします。



お墓についてのさまざまなお困りごとに対応しています。

お墓の工事

建立・改修・納骨などに関するご相談

清掃・管理

清掃・点検など、定期的なお手入れ

お墓のリフォーム

修繕・耐震など、将来を見据えた改修



施工前



施工後



詳しいご相談はこちらから



株式会社 上野石材商会

〒386-1104 長野県上田市福田10-1
営業時間/9:00~18:00 定休日:土日/祝日

ご相談・お見積り無料です。

☎0268-22-2268

FAX: 0268-22-5583

Mail: uenosekizai@mocha.ocn.ne.jp

上 田 市 の

「相続手続・相続税申告」

はミカタにお任せください

相続手続から
相続税申告まで
ワンストップ対応可能

戸籍収集・法定相続情報一覧図作成

遺産分割協議書の作成

預金の名義変更・不動産名義変更

相続税申告(所得税準確定申告も対応可能)

生前・二次相続対策

初回面談無料
(1時間程度)

事前見積り

相続手続 162,800円(税込)~
相続税申告 165,000円(税込)~

オンライン
面談可能

まずはお気軽にお問い合わせください。

ミカタ税理士法人 上田支店

〒386-0412 長野県上田市御獄堂463-6

TEL : 0268-43-4880

支店長 野口 英理 窓口：野口 英理 所属会：関東信越税理士会

※税務申告業務は税理士が、相続登記業務は司法書士がそれぞれ専門として担当致します。



ご連絡の際はおくやみハンドブックをみたとお伝えください

MIKATA

株式会社信州さがみ典礼は45年を迎える歴史ある葬儀社として
『すべてはお客様のために…』をモットーに、真心を込めて取り組んで参ります。

信州さがみ典礼

葬儀の事前相談から葬儀後のアフターフォローもお任せください。
四十九日の法要や年忌法要、お位牌、お仏壇、お墓の準備など何でもご相談ください。
葬儀後の役所手続き名義変更などの諸手続き、相続に関するご相談もサポートいたします。

式場のご案内

式場は上田市・東御市に
11箇所ございます。

ご自宅へのご訪問相談・
各種ご法要も承っております。

上田法事センター



TEL.0268-27-4449
上田市常磐城3-2236-2

大星法事センター(旧 上田愛昇殿)



TEL.0268-26-0004
上田市上田2552-1

国分法事センター



TEL.0268-26-4449
上田市国分1-8-11

吉田法事センター



TEL.0268-25-1194
上田市吉田287-2

神畑法事センター(旧 上田南愛昇殿)



TEL.0268-29-0004
上田市神畑680-6

塩田法事センター



TEL.0268-38-1194
上田市舞田298

丸子法事センター



TEL.0268-43-4040
上市長瀬2493-1

腰越法事センター



TEL.0268-43-4449
上田市腰越217-1

真田法事センター



TEL.0268-72-1194
上田市真田町長6135-1

東御法事センター



TEL.0268-75-4449
東御市鞍掛75-1

本海野法事センター(旧 東御愛昇殿)



TEL.0268-61-0004
東御市本海野1641-2

大切な家族を守るために備えて安心の互助会プラン

※ まとまった費用が掛かり、何時やってくるかわからない葬儀。もしもの時のために毎月一定の掛け金を積立てです。 ※

安心プラン 27万円コース
毎月 3,000円×90回
297,000円(内消費税27,000円) 会員様価格

充実プラン 45万円コース
毎月 5,000円×90回
495,000円(内消費税45,000円) 会員様価格



信州玉姫殿グループ

※ 信州さがみ典礼 ※ 互助会 アルファライフ ※ 冠婚 玉姫殿(長野・上田)

上田支店 ☎ 0120-27-4449
(24時間365日受付)

ホームページは
こちらから →



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 上田市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年4月

